#### 広報ひろさき広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市の広報誌である広報ひろさきに掲載する広告の取り扱いについて、弘前 市有料広告取扱要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載枠及び掲載料)

- 第2条 広告を掲載するページは、最終ページ又は表紙を除くページ(以下「最終以外のページ」という。)とし、掲載枠及び掲載料は、別表1のとおりとする。なお、最終以外のページに掲載を希望する場合は、ページ指定は不可とする。
- 2 広告の掲載を希望する者(以下「広告主」という。)が広告の掲載を決定された日において、「弘前市『健康都市弘前』推進企業認定制度」実施要綱第3条第1項の規定による認定(以下「基本認定」という。)及び第3条第2項各号の規定による認定(以下「部門別認定」という。)を受けている場合の掲載料は、受けている認定の種類及び部門別認定の数に応じて別表2に定められた割合を別表1に規定する掲載料に乗じた額とする。
- 3 広告の掲載枠は最終ページを第1号広告換算で1枠分、最終以外のページは第2号広告換算で合計6枠分を上限とし、掲載位置は、各ページの最下段とする。ただし、市長が必要と認めるときは、この限りでない。
- 4 最終ページへの第2号広告の掲載申込が複数あった時は、原則として申し込み順に最下段から掲載する。

(募集の方法)

第3条 広告主の募集は、募集する広告の掲載位置、枠数、募集期間等の必要事項を広報ひろさき及び市のホームページ等に掲載して行うものとする。

(広告の申し込み)

- 第4条 広告主および広告主に代わり申し込みを行おうとする者(以下「申込代理者」という。) は、広報ひろさき広告掲載申込書(様式第1号)に広告主および申込代理者の事業内容がわか る資料と掲載しようとする広告の案(写真、図表等を含む。電子データ可)を添えて、市長が 別に定める期日までに提出するものとする。
- 2 申し込みは、発行号ごとに掲載枠の大きさに関わらず広告主につき1枠までとし、複数の発行号への申し込みをすることができるが、年度を超える発行号について申し込みをすることができない。

(広告の決定及び通知)

- 第5条 市長は、前条の規定による申し込みがあったときは、必要事項を審査し、当該広告の掲載の可否を決定しなければならない。
- 2 掲載申込が募集する広告の枠数を超えたときは、次の各号に定めるものの順序により掲載する広告を決定する。
- (1) 市内に主たる事業所等を有するもの
- (2) 掲載を希望する枠の大きいもの
- 3 前項の規定によっても順位が決定できないときは、抽選によりこれを決定する。
- 4 掲載する広告の選定結果は、広告掲載決定通知書(様式第2号)又は広告非掲載決定通知書 (様式第3号)により広告主または申込代理者に通知するものとする。
- 5 前項の規定により広告掲載の決定の通知を受けた広告主または申込代理者は、市長が指定する期日までに、掲載しようとする広告の版下原稿等を提出しなければならない。この場合において、版下原稿等の作成経費は、広告主または申込代理者の負担とする。

(広告主の責任)

第6条 広告の内容に関する一切の責任は、当該広告主が負うものとする。

(広告掲載の取り止め)

第7条 広告主または申込代理者の都合により、広報ひろさきへの広告掲載を取り止める場合は、

広告掲載料納期限の5日前までに、広報ひろさき広告掲載取り止め申出書(様式第4号)により市長に申し出なければならない。

(市ホームページでの取り扱い)

- 第8条 市のホームページ上に掲載する広報ひろさきには、広告を掲載しないものとする。 (その他)
- 第9条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関して必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附則

#### (実施期日)

- この要領は、平成21年11月2日から実施する。
- この要領は、平成22年2月15日から実施する。
- この要領は、平成22年9月6日から実施する。
- この要領は、平成23年1月18日から実施する。
- この要領は、平成23年11月18日から実施し、広報ひろさき平成24年1月1日号から適用する。
- この要領は、平成24年12月19日から実施し、広報ひろさき平成25年2月1日号から適用する。
- この要領は、平成27年1月21日から実施し、広報ひろさき平成27年3月15日号から適用する。
- この要領は、平成31年2月6日から実施し、広報ひろさき平成31年4月1日号から適用する。
- この要領は、令和2年8月21日から実施する。
- この要領は、令和3年10月1日から実施する。
- この要領は、令和6年2月8日から実施し、広報ひろさき令和6年4月1日号から適用する。
- この要領は、令和6年9月2日から実施する。

## 別表1 (第2条関係)

区 分 掲載枠		+E +A (	1回の掲載料(円)		
		規格(縦×横)	最終以外のページ	最終。一ジ	
第1号	2分の1枠	126 mm×170 mm以内	_	150, 000	
第2号	5分の1枠	45 mm×170 mm以内	60, 000	90, 000	
第3号	10分の1枠	45 mm× 85 mm以内	30, 000	_	

※広告掲載号は全ページカラー(消費税及び地方消費税を含む)。

# 別表2 (第2条関係)

認定の種	類及び部門数	掲載料に乗じる割合
基本認	定のみ	90%
部	部門数 1	80%
別	部門数 2	7 0 %
認定	部門数 3	6 0 %
<i>X</i> -	部門数 4	5 0 %

## 広報ひろさき広告掲載申込書

氏名(名称)

(あて先) 弘前市長

年 月 日

	代表者職氏名	印
申込者 (広告主)	住所(所在地)	T
	担当者氏名	
	電話番号	
	Eメールアト゛レス	
理者が申し	し込みをする場合に	は、次の欄も記入してください。
	氏名(名称)	
	代表者職氏名	印
2.代理者	住所(所在地)	〒
	担当者氏名	
	電話番号	
	Eメールアト・レス	
	広告主) 理者が申り	申込者 (生所(所在地) 担当者氏名 電話番号 E メールアドレス 理者が申し込みをする場合に 氏名(名称) 代表者職氏名 住所(所在地) 担当者氏名 電話番号

広報ひろさきに広告を掲載したいので、広報ひろさき広告掲載取扱要領第4条に基づき、下記の とおり申し込みます。

## 1. 掲載希望号及び希望枠(該当にチェック)

発	行	号	掲載希望ページ		掲載希望枠
年	月	日号のみ	□第1希望	□最 終 □最終以外	□第1号、□第2号、□第3号
年 年	月 月	日号から日号まで	□第2希望	□最 終 □最終以外	□第1号、□第2号、□第3号

第1号 (126 mm×170 mm以内)、第2号 (45 mm×170 mm以内)、第3号 (45 mm×85 mm以内)

## 2. 添付書類

会社案内・パンフレット等 (事業内容のわかるもの)、広告の案

#### 3. 確認事項

- □ 当社の市税等(市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料)に係る納税 状況を確認することに同意します。
- □ 弘前市有料広告取扱要綱に反していないことを確認するため、貴市が必要と認める際に警察 等の関係機関に照会すること、照会に係る必要書類を提出することを承諾します。

※弘前市「健康都市弘前」推進企業認定制度の認定を受けている場合(申請中の場合を含む)、該 当する認定(部門)にチェックをしてください。

	□基本認定	□健康増進部門	□子育て応援部門	□女性活躍推進部門	□移住応援部門
--	-------	---------	----------	-----------	---------

様

弘前市長

# 広報ひろさき広告掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった広報ひろさきへの広告掲載について、広報ひろさき広告掲載取扱要領第5条第1項から第4項の規定に基づき、下記のとおり掲載することに決定したので通知します。

記

- 1. 掲載する発行号 年 月 日号
- 2. 広告の内容
- 3. 広告掲載料 金 円
- 4. 広告掲載料の納付期限

年 月 日までに同封の納入通知書により、指定の金融機関等でお支払いください。

5. 版下原稿の提出期限

年 月 日までに広告の版下原稿を提出してください。

6. 広告掲載条件 弘前市有料広告取扱要綱、弘前市有料広告掲載基準及び 広報ひろさき広告掲載取扱要領の規定による。

弘 広 収 第 号年 月 日

様

弘前市長

# 広報ひろさき広告非掲載決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった広報ひろさきへの広告掲載については、広報ひろさき広告掲載取扱要領第5条第1項から第4項の規定に基づき、下記のとおり掲載しないことに決定したので通知します。

記

- 1. 申し込みのあった広告の内容
- 2. 掲載しない理由

(あて先) 弘前市長

# 広報ひろさき広告掲載取り止め申出書

	Ŧ	
	住所(所在地)	
申出者	氏名 (名 称)	
	電話番号	
	FAX番号	
	代表者職氏名	印
	担当者氏名	

年 月 日

年 月 日付けで広報ひろさきに広告掲載を申し込みをしましたが、広報ひろさき広告掲載取扱要領第7条に基づき、下記のとおり広告掲載の取り止めを申し出ます。

E メールアト レス

1. 掲載取り止め号及び掲載取り止め枠(該当にチェック)

掲載取り	止め発行号	掲載取り止めページ	掲載取り止め枠
□ 年 □ 年 年	月 日号 月 日号 月 日号	□最 終 □最終以外	□第1号、□第2号、□第3号

第1号 (126 mm×170 mm以内)、第2号 (45 mm×170 mm以内)、第3号 (45 mm×85 mm以内)

2. 広告の内容 別添のとおり